

＜陸上残土・管理を要する陸上残土処分委託契約者 各位＞

## 平成 29 年 4 月 1 日から クロロエチレンが受入基準に追加されます！

日頃から大阪湾広域臨海環境整備センターを御利用いただき、厚く御礼申し上げます。  
当センターでは、適正な廃棄物等の埋立処分を行うため、廃棄物等の契約申込時に当センターの受入基準に適合していることを分析結果により確認しています。

このたび、環境省において「土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令」及び「土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、平成 29 年 4 月 1 日より施行されることから、当センターにおいても陸上残土及び管理を要する陸上残土の受入基準にクロロエチレンが新たに追加されます。

つきましては、改正後の廃棄物等の受入れが円滑に進みますよう、ご協力よろしくお願いたします。

### 記

1. 対象となる廃棄物の種類：陸上残土、管理を要する陸上残土
2. 新たに追加する項目：クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）
3. 基準値及び測定方法：以下のとおり

基準等の名称	基準値	測定方法
汚染状態に関する基準 (土壤溶出量基準)	0.002mg/L 以下	<p>＜検液の作成方法＞            土壤の汚染に係る環境基準について（平成 3 年 8 月環境庁告示第 46 号）付表に掲げる方法</p> <p>＜測定方法＞            土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成 15 年 3 月環境省告示第 18 号）に掲げる方法</p>

4. 基準の適用開始日：平成 29 年 4 月 1 日

### 5. その他

平成 29 年度以降に陸上残土、管理を要する陸上残土を新たに申込される方、既に契約いただいている方で平成 29 年度以降も継続申込される方が対象となり、申込時に追加項目の分析結果表（計量証明書）の提出が必要となります

なお、1,4-ジオキサンは、今回の改正により土壤環境基準に追加されましたが、当センターの受入基準の根拠である土壤溶出量基準に追加されなかったため、当センターに申込いただく際には分析結果の提出は不要です。

#### 【問い合わせ先】

大阪湾広域臨海環境整備センター 本社 業務課  
 〒530-0005 大阪市北区中之島 2 丁目 2 番 2 号  
 （大阪中之島ビル 9 階）

TEL 06-6204-1722

E-mail [gyoumu@osakawan-center.or.jp](mailto:gyoumu@osakawan-center.or.jp)